

平成 20 年 5 月 16 日

各 位

会 社 名 : 株式会社りそなホールディングス
 コード番号 : 8308 (東証・大証 各市場第 1 部)

株式の分割及び単元株制度の導入に関するお知らせ

株式会社りそなホールディングス(代表執行役社長 檜垣 誠司)は、本日開催の当社取締役会において、株式の分割を行うこと並びに平成 20 年 6 月 26 日に開催予定の第 7 期定時株主総会に株式分割に伴う定款の一部変更及び単元株制度導入を含む定款変更(以下「本件定款変更」という。)について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

I. 株式の分割及び単元株制度導入の目的

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号。以下「決済合理化法」という。)に基づき平成 21 年 1 月に実施が予定されている株券の電子化において、端株は電子化の対象にはならないことから、これに対応するため、端株制度を廃止することを目的として株式の分割を行うものです。

また、全国証券取引所が単元株式数を 100 株へ統一しようとしている動向も勘案し、1 単元を 100 株とする単元株制度の導入を平成 20 年 6 月 26 日開催予定の第 7 期定時株主総会に付議予定です。

なお、当該株式分割は、1 株につき 100 株の割合をもって行い、これと同時に単元株式数を 100 株とする単元株制度を導入するものであり、実質的な投資単位の引下げを目的とするものではなく、実質的な投資単位に変更は生じません。

II. 株式の分割

1. 分割の方法

決済合理化法施行日の前々日を基準日として、同日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主(同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主を含む。)の所有株式(普通株式及び各種の優先株式)を、決済合理化法施行日の前日を効力発生日として、1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

2. 分割により増加する株式数

株式の分割により増加する株式数は、平成 20 年 3 月 31 日現在を基準にして計算すると、次の通りになります。

種別	発行済株式総数	分割により増加する株式数	分割後の発行済株式数
普通株式	11,399,576.917 株	1,128,558,114.09 株	1,139,957,691 株
乙種第一回優先株式	272,202 株	26,947,998 株	27,220,200 株
丙種第一回優先株式	120,000 株	11,880,000 株	12,000,000 株
戊種第一回優先株式	9,576 株	948,024 株	957,600 株
己種第一回優先株式	80,000 株	7,920,000 株	8,000,000 株
第 1 種第一回優先株式	2,750,000 株	272,250,000 株	275,000,000 株
第 2 種第一回優先株式	2,817,807.861 株	278,962,978.139 株	281,780,786 株
第 3 種第一回優先株式	2,750,000 株	272,250,000 株	275,000,000 株
第 4 種優先株式	25,200 株	2,494,800 株	2,520,000 株
第 5 種優先株式	40,000 株	3,960,000 株	4,000,000 株
第 9 種優先株式	100,000 株	9,900,000 株	10,000,000 株

※ 分割基準日までに優先株式の取得請求、自己株式の消却等により発行済株式総数に変動があった場合は、それに応じて増加する株式数及び分割後の発行済株式数も変動します。

3. 発行可能株式総数の変更

上記株式の分割に伴い、平成 20 年 6 月 26 日開催予定の第 7 期定時株主総会において、決済合理化法施行日の前日をもって以下のとおり、発行可能株式総数および発行可能種類株式総数を変更いたします。

種別	発行可能株式総数および発行可能種類株式総数(現行)	株式分割後の発行可能株式総数および発行可能種類株式総数
普通株式	73,000,000 株	7,300,000,000 株
乙種優先株式	680,000 株	27,220,200 株
丙種優先株式	120,000 株	12,000,000 株
丁種優先株式	120 株	< 削除 >
戊種優先株式	240,000 株	957,600 株
己種優先株式	80,000 株	8,000,000 株
第 1 種優先株式	2,750,000 株	275,000,000 株
第 2 種優先株式	2,817,808 株	281,780,800 株
第 3 種優先株式	2,750,000 株	275,000,000 株
第 4 種優先株式	100,000 株	10,000,000 株
第 5 種優先株式	100,000 株	10,000,000 株
第 6 種優先株式	100,000 株	10,000,000 株
第 7 種優先株式	100,000 株	10,000,000 株
第 8 種優先株式	100,000 株	10,000,000 株
第 9 種優先株式	100,000 株	10,000,000 株
合計	83,037,928 株	8,239,958,600 株

(ご参考)

- ※ 現在の普通株式と各種の優先株式の権利関係を実質的に維持するため、各種の優先株式の優先配当金額、残余財産分配額を全て 100 分の 1 倍し、取得請求権及び取得条項の内容についても所要の変更を加えることといたします。
- ※ 株式分割により生ずる 1 株に満たない端数については、端数の合計数に相当する数の株式を市場売却等の方法により処理する予定です。
- ※ 株式の分割に際しては、資本金の増加はありません。
- ※ 株式分割後となる平成 21 年 3 月期の配当金額につきましては、今回の株式分割が配当の方針に影響を与えることはありません。1 株を 100 株に分割することとなりますので、株式分割前の 1 株当たり配当金額水準の 100 分の 1 を原則とする方針です。

Ⅲ. 単元株制度の導入

決済合理化法施行日の前日をもって単元株制度を導入し、普通株式及び各種の優先株式の単元株式数を 100 株といたします。

IV. 定款の一部変更について

株式の分割及び単元株制度の導入に関する定款変更案について、平成 20 年 6 月 26 日開催予定の第 7 期定時株主総会に「定款一部変更の件」として付議することを決議いたしました。

詳細につきましては、本日付プレスリリース「定款一部変更に関するお知らせ」をご参照下さい。

V. 今後の日程(予定)

日程	内容
平成20年 5月16日 (金)	当社取締役会 (株式分割の決議及び本件定款変更に関する議案を定時株主総会へ付議する決定)(本件)
6月26日 (木)	第7期定時株主総会(本件定款変更に関する決議)
決済合理化法施行日の前々日	株式分割の基準日
決済合理化法施行日の前日	株式分割及び単元株制度導入に係る定款変更の効力発生日

- ※ 決済合理化法の施行日を実務で実施目標日としている平成 21 年 1 月 5 日(月)と仮定すると、株式分割の基準日は平成 21 年 1 月 3 日(土)、株式分割及び単元株制度導入の効力発生日は平成 21 年 1 月 4 日(日)となります。
- ※ なお、この場合、当社株式は平成 20 年 12 月 25 日(木)から平成 20 年 12 月 30 日(火)まで、東京証券取引所及び大阪証券取引所において、売買停止となります。

VI. その他

本件は、平成 20 年 6 月 26 日開催予定の当社定時株主総会において本件定款変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

以 上